

法テラス多摩法律事務所ニュースレター 第13号

◆法テラスご利用の流れ

当事務所では、民事法律扶助の制度を利用して、法律相談をお受けしたり、事件を受任して処理したりしています。とくにご注意ください点に触れながら、手順の流れを簡単にご説明いたします。

■法律相談 — 無料(資力(収入等)による利用基準があります)

法律相談の申込(電話予約)

①利用条件の確認

- ・資力基準の確認(居住地、収入、預貯金、家族構成、家賃・住宅ローンの有無)
- ・相談内容の聞き取り(内容を簡単に伺います)

②法律相談の予約

- * 資力基準を満たさない方には、他の相談窓口をご案内いたします。

* ご高齢や障害のためにご来所いただけない方には、出張相談も可能です。
(出張相談のお申込みは、050-3383-5327まで、お電話ください)
ただし、お伺いするまでには多少のお時間をいただきます。

法律相談

弁護士による、30分程度の法律相談です。
同一案件につき、相談は3回までになります。

法律相談で問題が解決した方は、以下の手続きには進みません

■弁護士による事件処理(代理援助)

— 費用は一時立て替え(償還猶予・免除の制度あり)

審査

法律相談の結果、弁護士による事件処理が必要な場合は、法テラスの審査を受けていただきます。
審査では、以下の3つの条件を満たす必要があります。収入に関する資料のほか、住民票、事件に関する資料などの必要書類を提出していただきます。

①資力基準以下であることの確認

②勝訴の見込みがないとはいえないこと

③民事法律扶助の趣旨に適すること

(報復的感情を満たすため、宣伝のため、権利濫用的な訴訟の場合は、援助できません)

援助開始決定・事件処理

審査に通ると、援助開始決定が出され、弁護士が代理人として事件処理を進めることとなります。
また、法テラスの基準に基づいて、弁護士費用の金額が決定され、毎月分割で償還(お支払い)いただくこととなります。

* ご支援下さっている関係機関の皆様には、事件の処理にご協力をお願いいたします。

* 生活保護を受給されている方には、償還を猶予する制度があります。

事件終結

事件の結果を考慮し、弁護士報酬金の算定、支払方法を審査で決定します。相手方からの入金状況、ご本人の経済状況に応じて、償還を免除する制度もあります。

生活保護を受けている方でも、相手方から金銭の支払いを受けた場合などは、立替金・報酬金をお支払いいただきます。

関連機関職員の方
向け電話対応

ホットラインのご紹介

法テラス多摩では、地域の行政機関の職員・福祉関係者の方からの、電話でのお問い合わせに、**常勤弁護士（スタッフ弁護士）**がお答えいたしております。

日頃、皆様が市民の方々の援助活動をしている中で、

「弁護士に相談した方がいいのかな？」

「問題解決に使える法制度はないかな？」

「弁護士に頼むとどうなるのかな？」

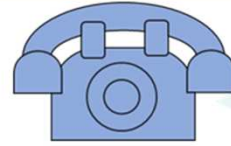
などと思ったことはありませんか？

そんなときは、法テラス多摩にお電話をください!!

職員がお問い合わせの概要を伺った上で、弁護士による対応が必要と判断したものについては、併設された法律事務所の弁護士より、ご回答をいたします。

弁護士は、**原則、翌営業日まで**に折り返しのご連絡を差し上げ、**簡単なアドバイス**をいたします。

行政機関の職員・福祉関係者の方



市民の困りごと

050-3383-5327

受付 | 職員

折り返し
(翌営業日まで)

電話対応 | 常勤弁護士

※お電話での簡易的な対応となりますので、資料・情報の制約から、お答えできる範囲には限界があることをご了承ください。

※市民の方ご本人が、法律相談をご希望の場合は、可能であればご本人からご連絡いただきますよう、お願いいたします。来所の法律相談の流れに関しては、詳しくは表面をご覧ください。

◆◆法テラス多摩法律事務所 活動報告◆◆

日頃より、法テラス多摩法律事務所の活動に、ご理解・ご協力を頂きまして、ありがとうございます。

10・11月に、多摩地区高齢者・障害者福祉御担当課、社会福祉協議会と法テラス多摩との協議会を開き、民事法律扶助制度のご説明や、関係機関と常勤弁護士との連携の事例をご紹介させていただきました。

関係機関の職員の皆様のご意見を直接お伺いする貴重な時間となりました。

その他にも、常勤弁護士と職員による、関連機関職員の方向けの説明会や事務所見学等を随時受け付けておりますので、ご要望がございましたら、ご連絡ください。



10月26日に開催した協議会の模様

☎050-3383-5327(法テラス多摩 民事扶助係)

法テラス多摩法律事務所のご案内

〒190-0012 立川市曙町2-8-18
東京建物ファール立川ビル5階

☎0503383-5314
(電話受付 平日9:00~17:30)
法律相談をご希望の場合は、事前に電話で予約をお願いいたします。

法テラスホームページ ↓
<http://www.houterasu.or.jp/>



アクセス

- JR中央線、立川駅より徒歩4分
- 多摩都市モノレール、立川比駅より徒歩3分
- ※ペDESTリアンデッキ（歩行者専用通路）をご利用いただき、シネマシティ2階入口前の通路を取りゆけた後、左折してください。
- 2階エントランスよりお越しいただけます。